

男 川 浄 水 場 更 新 事 業

落札者決定基準に関する個別対話確認事項への回答

平成 24 年 7 月 27 日

岡崎市水道局

No.	業務名	議題 (簡潔に)	該当箇所 (対象資料、頁番号・項目番号)	確認事項の詳細	回 答
1	建設業務	建設事業(実施体制、施工計画)	落札者決定基準 P6 加點審査(2)-3-1 建設業務(実施体制、施工計画)	「公共工事発生残土の有効利用を評価する。」とあります。残土量については、提案する計画量の保証は不要。と回答をいただいています。しかし、発生土量によって工事費が変わってきます。考え方をお聞かせください。	公共工事発生残土の有効利用は、提案の重要な要素であると考えますので、可能な限りご提案頂き、工事費の低減とともに有効利用を計って頂きたいと考えています。 なお、公共工事発生残土の提案と実績が乖離した場合の取扱いについては、提案した受入量よりも実際の受入量が大きくなった場合にのみ施設整備費(サービス対価A)を減額することとします。(乖離したことによる増額はありませぬ。)
2	落札者決定基準	地元貢献策	入札説明書 P11 力 地元企業への配慮 落札者決定基準 P10 加點審査(5)-3地域 経済への配慮	発注額は保証値ではないが、遵守事項である旨の質疑回答ですが、どの程度までの差異が認められるのでしょうか。 下請けを始め、出来るだけ具体的な業者名での対応を考えていますが、予定会社と異なる場合の判断はどのようにお考えでしょうか。	提案された内容の逸脱について許容範囲は設定していません。 提案された会社が異なることは想定していません。変更の可否は当該変更事由により判断致します。なお、提案された地元への発注額は必須とします。
3	落札者決定基準	要求水準のすべてを満足しているかどうかをどのように判断するのか。	落札者決定基準、P3 図1 審査の手順	提案書(様式)の記載内容で要求水準のすべてを満足していることが判断できない場合は失格となるのでしょうか。	失格にはなりません。基本的には事業者には誓約書を提出していただき、要求水準以上の機能であることはそこで約束されたものとなります。提案書の書き方については、要求水準を網羅していないという理由で失格になるものではありません。
4	落札者決定基準	予定価格の内訳：参考価格維持管理費の加點審査への影響	入札説明書 P8 (8) 予定価格 落札者決定基準、P3 図1 審査の手順 平成24年5月28日質問 回答 落札者決定基準 N03	提案価格が予定価格を上回っていない場合、維持管理費の提案価格による失格がないことは分かりましたが、維持管理費の提案価格と維持管理費の参考価格が乖離した場合、その乖離の大小は、加點審査に全く影響しないと理解してよろしいでしょうか。それとも参考価格を公表している以上、提案内容に対して適正な価格とみなされない等、少なからず評価や審査に影響を及ぼす可能性があると考えておいた方がよろしいでしょうか。	乖離したことのみによる加點・減点は想定しておりません。事業費全体で評価します。
5	建設業務	建設事業(実施体制、施工計画)	落札者決定基準 P6 加點審査(2)-3-1 建設業務(実施体制、施工計画) 様式集 P36(様式-5)	「工事監督業務」とありますが、工事現場で行う現場管理業務の事を意味すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。